



## 競技紹介②「カヌースプリント競技」

競技日程 10月7日(金)～10日(月)

競技会場 谷中湖特設カヌー競技場(渡良瀬遊水地谷中湖北ブロック)

### カヌー競技とは？

水をかくパドルで漕ぐことにより、前に進みます。国体では2種目が行われます。

【カヌースプリント】流れのない湖などに設置された直線コースを一齐に漕ぎ、順位を競います。

【カヌースラローム】川などの急流を下り、ゲートを順番に通過し、得点や速さを競います。(塩谷町で開催)



カヤック・フォア

### カヌースプリント競技の種類は？

漕ぎ方と人数により、種類が分かれています。

【カヤック】手に持つパドルの両側にブレード(水かき)が付いていて、艇の右側と左側を交互に漕いで前に進みます。

【カナディアン】パドルの片側だけにブレード(水かき)が付いていて、艇の片側だけを漕いで前に進みます。

◆カヤック・カナディアンともに、シングル(1人乗り)、ペア(2人乗り)があり、カヤックにはフォア(4人乗り)もあります。

### 栃木県選手団の紹介

少年選手では佐野東高校や小山南高校のカヌー一部員、成年選手では大学生や社会人などが、活躍しています。

なかでも、国内トップクラスの選手が認定される「栃木県スポーツ専門員」の4名は、国内外の大会で活躍していて、国体でも上位入賞が期待されます。



八角周平さん(成年男子カナディアン・シングル)



田原瞭太さん(成年男子カヤック・シングル)

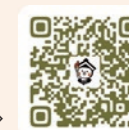


西分友貴子さん(成年女子カナディアン・シングル)



森山和佳奈さん(成年女子カヤック・シングル)

国体推進課 ☎(21)2022 市ホームページの国体情報はこちら⇒



## 令和四年春の叙勲・褒章 および 危険業務従事者叙勲 受章おめでとうございます

### 令和四年春の叙勲

【旭日双光章】労働行政功労

片柳 明子氏

【瑞宝単光章】消防功労



ひろせ しょうじ 氏

【瑞宝単光章】消防功労



わたなべ ひでお 氏

### 令和四年春の褒章

【藍綬褒章】社会福祉功績



かしわぎ けいじ 氏

【藍綬褒章】厚生保護功績

湯澤 比佐子氏

### 第38回危険業務従事者叙勲

【瑞宝双光章】警察功労

小池 茂氏

【瑞宝双光章】警察功労

伏木 一雄氏

【瑞宝双光章】矯正業務功労



もり ひろし 氏

【瑞宝双光章】警察功労

熊倉 文雄氏

### 紺綬褒章受章 おめでとうございます

このたび市内在住の星野解子様が、市ゆかりの作家である鈴木賢二の版画作品255点と齋藤文石の竹工芸作品2点を栃木市立美術館へ寄贈され、国から紺綬褒章を授与されました。5月9日に、ご自宅にて伝達式が行われ、市長から褒章が伝達されました。誠にありがとうございました。

## 介護サービス利用者の方へ高齢介護課からのお知らせ

### 介護保険負担限度額認定証の交付

要介護等認定者が老人福祉施設等に入所または短期入所する場合の食費および居住費(滞在費)については、一定の要件により軽減される制度がありますので、希望される方は申請してください。

**対象** 次の全ての要件を満たす方 ①住民票上の世帯全員が市民税非課税(※世帯を分けている場合でも、別世帯の配偶者が課税されている場合は該当となりません)、②預貯金等(有価証券等を含みます)が右の別表の基準以下であること、③介護保険料を滞納していないこと

**申込方法** 高齢介護課または各総合支所地域づくり推進課へ。預貯金等の状況を確認しますので、申請者名義(配偶者がいる場合は配偶者名義のものも併せて)の通帳(過去2か月の状況が確認できるもの)、有価証券等をすべてお持ちください。有効期限が7月末までの認定証をお持ちの方には更新のお知らせを送付します。

#### 別表

利用者負担段階	預貯金等の基準
第1段階(生活保護受給者・非課税世帯である高齢福祉年金受給者)	単身…1,000万円 夫婦…2,000万円
第2段階(年金収入等80万円以下)	単身…650万円 夫婦…1,650万円
第3段階①(年金収入等80万円超120万円以下)	単身…550万円 夫婦…1,550万円
第3段階②(年金収入等120万円超)	単身…500万円 夫婦…1,500万円

### 社会福祉法人による利用者負担軽減制度

社会福祉法人が運営する「特別養護老人ホーム」「訪問介護」「通所介護」「短期入所生活介護」および「小規模多機能型居宅介護」等のサービス(介護予防サービスを含む)については、一定の要件により利用者負担軽減の制度がありますので、希望される方は申請してください。

**対象** 次の全ての要件を満たす方

①住民票上の世帯全員が市民税非課税(※世帯を分けている場合でも、別世帯の配偶者が課税されている場合は該当となりません)、②令和3年中の収入(遺族年金、障害年金等の非課税年金および仕送りも含みます)が次の金額以下であること【150万円+(世帯員の人数-1)×50万円】、③預貯金等(有価証券等を含みます)の額が次の金額以下であること【350万円+(世帯員の人数-1)×100万円】、④日常生活に必要な資産(自宅等)以外に活用できる資産がないこと、⑤負担能力のある親族等に扶養されていないこと(所得税法上の扶養となっている方、医療保険の扶養となっている方は該当となりません)、⑥介護保険料を滞納していないこと

**申請方法** 高齢介護課または各総合支所地域づくり推進課へ。所得、預貯金等の状況を申告いただきますので、世帯全員(世帯を分けている配偶者を含む)の通帳(過去1年間の状況が確認できるもの)、有価証券等をお持ちください。有効期限が7月末までの認定証をお持ちの方には更新のお知らせを送付します。